

「環境にやさしい農業がしたい」
「営農活動を通じて地域の生物を守りたい」

環境保全効果の高い

営農活動の取り組みを

支援します



環境保全型農業直接支援事業

■対象となる活動

- 化学肥料・農薬の5割低減の取り組みとセットで、地球温暖化防止や、生物多様性保全に効果の高い営農活動の取り組みを支援します。
- ①カバークロープ（主作物の栽培期間の前後のいずれかに緑肥等を作付けする取り組み）
 - ②炭素貯留の高い堆肥の水質保全に資する施用
 - ③リビングマルチ（主作物の畝間に麦類や牧草等を作付けする取り組み）
 - ④草生栽培（園地に麦類や牧草等を作付けする取り組み）
 - ⑤冬季湛水管理（2カ月間以上の冬期湛水）を行う活動
 - ⑥有機農業（化学肥料及び農薬を使用しない）の取り組み

お問い合わせ

役場 農政課有機農業推進係
Tel (62)91113

■交付額

対象となる取り組み	10a 当たり支援単価 (国と地方の合計)
カバークロープ	8,000円
炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用	4,400円
有機農業	8,000円
有機農業（うちそば等の雑穀・飼料作物）	3,000円
リビングマルチ	8,000円
草生栽培	8,000円
冬期湛水管理	8,000円
夏期湛水管理	8,000円

申請ご希望の方は、6月20日(木)までに役場農政課有機農業推進係までご相談ください。

忘れていませんか？

米トレサ法における取引の記録及び産地情報の伝達

〈お問い合わせ〉
九州農政局 消費・安全部業務課
Tel 096(211)9384

義務を果たしたことになります。

「産地情報」の伝達

①事業者間の伝達

米や米加工品を他の事業者へ引き渡す場合、伝票等または商品の容器・包装への記載による伝達が必要です。

②一般消費者への伝達

一般消費者に米や米加工品を販売・提供する場合、産地情報の伝達が必要です。

※外食店等における提供では、米飯類のみ伝達が必要です。

詳しくは、農林水産省のホームページをご覧ください。

■農林水産省ホームページ

<http://www.naff.go.jp/j/syouan/kekaku/beikoku/index.html>

米トレサビリティ法（平成23年7月施行）は、米や米加工品に問題が発生した際、流通ルートをややかに特定できるように、米の生産者を含む米や米加工品の取り扱い業者に対して、米穀等の取引引きに係る記録の作成とその保存および、産地情報の伝達を義務付けたものです。

■具体的な内容

「取引等の記録」の作成・保存

米や米加工品の取引や廃棄などを行った場合、①品名 ②産地 ③取引数量 ④取引の年月日 ⑤取引先の名前 ⑥搬出入の場所を記録し、その取引の記録を3年間保存する必要があります。

実際の取引で使用している「領収証」等でも、①～⑥の事項が記載されていれば、それを保存しておくことで、記録の作成・保存の

